

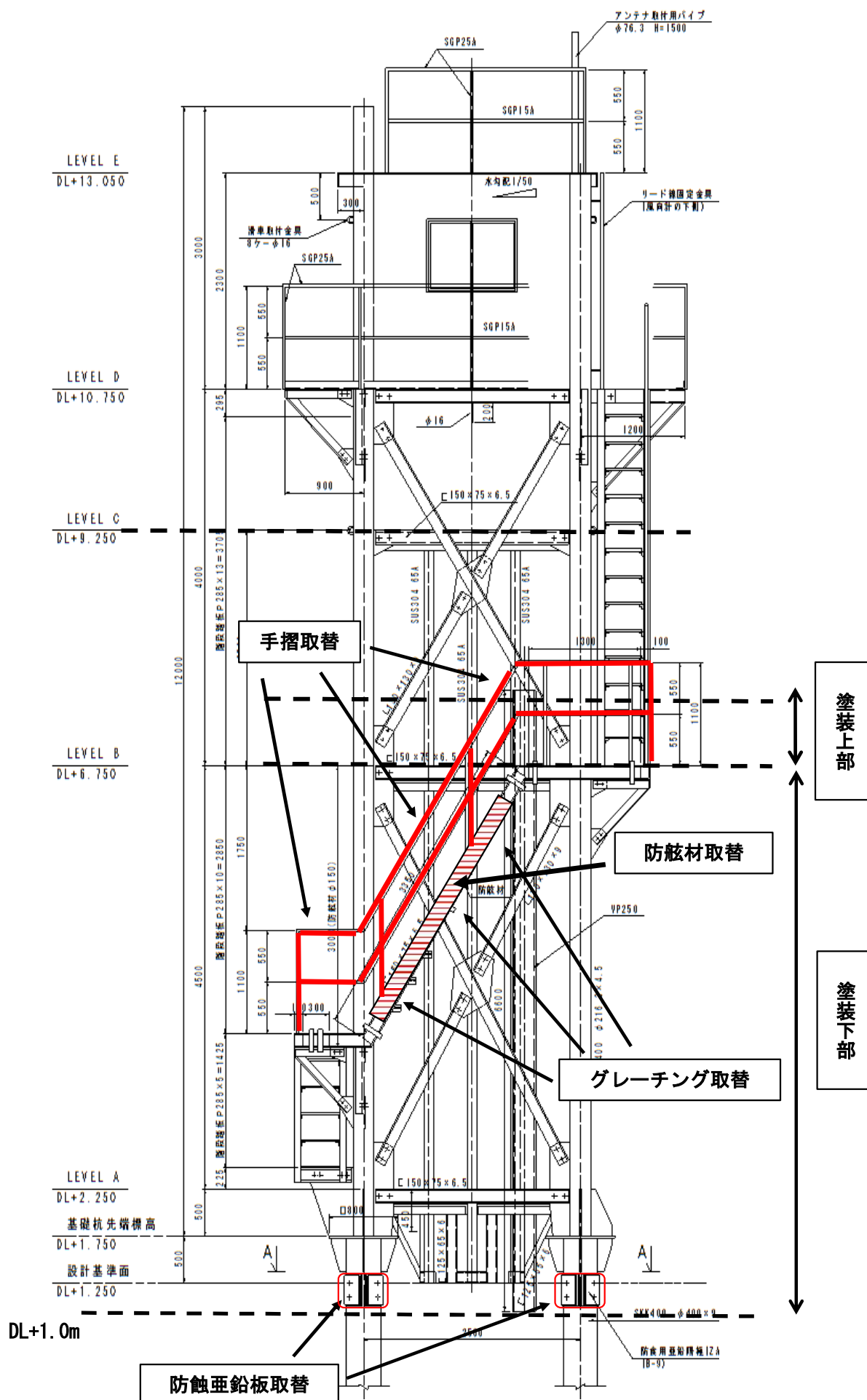
特記仕様書

1. この仕様書は、佐賀県有明水産振興センターが実施する早津江川海況自動観測塔補修工事に適用する。
2. 本工事は、工事施工場所がノリ養殖漁場内でありノリ養殖漁期の関係上、工期は契約日から令和7年9月30日までとする。
また、海上工事であることを考慮し、定められた期間内に必ず完了するよう万全の体制をとらなければならない。
3. 請負者は、この工事施工について本特記仕様書によるほか、「土木工事等共通仕様書」（公園緑地、港湾・漁港含む）、「土木工事施工管理の手引き」及び「土木請負工事必携」等（以下「共通仕様書等」という）に基づき、工事内容についてよく理解し、所定の品質を確保しなければならない。
共通仕様書等は、佐賀県において定めたもので、本工事契約時点での最新版を使用すること。
4. 請負者は、この工事着手にあたり行政官庁及び関連する機関と協議すること。
5. 請負者は、設計図書に明記されている材料等の品質証明を添付して、事前に使用材料の承認を受けなければならない。
6. 請負者は、塗装工事における使用材料及び塗装皮膜の検査結果を監督員に提出し、承認を受けなければならない。
7. 請負者は、塗装工事において塗料が流出した場合、水産動植物及び海域環境への影響が懸念されるため、塗料が拡散しないよう万全の処置を講じなければならない。
8. 請負者は、工事施工により観測塔を損傷した場合は、監督員に速やかに連絡するとともに現状復旧の責を負わなければならない。
9. この工事は、海上工事であるため、周辺の漁業の操業、その他船舶の航行に支障を与えないよう、安全対策については十分配慮するとともに、監督員及び関係機関との連絡を密に行わなければならない。
10. この仕様書に記載のない事項が生じた場合、速やかに監督員と協議のうえ対処しなければならない。

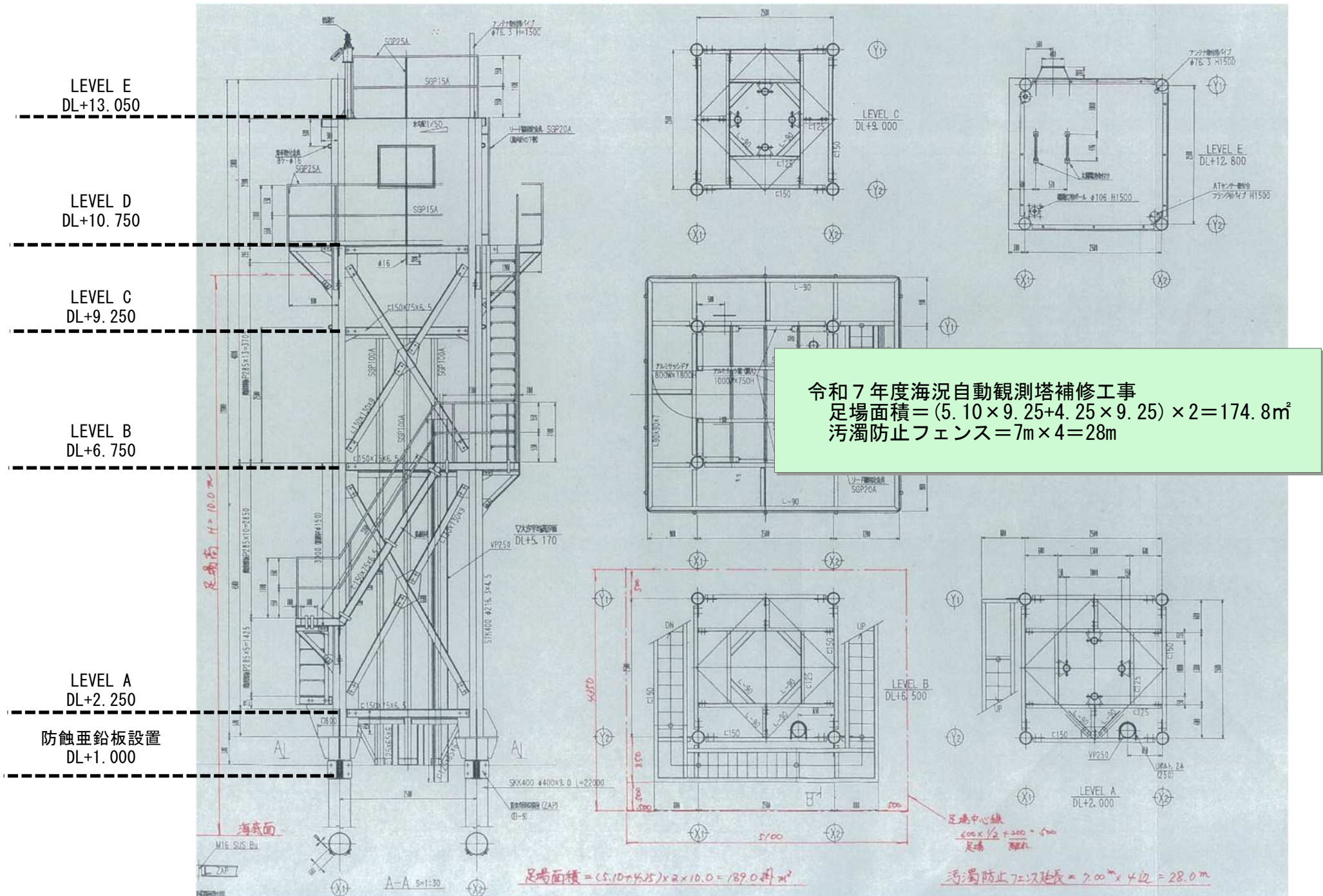
早津江川海況自動観測塔補修工事位置図



佐賀県有明水産振興センター海況自動観測塔
補修工事範囲図



佐賀県有明水産振興センター海況自動観測塔補修工事 観測塔一般図



(参考) 令和7年度佐賀県有明水産振興センター海況自動観測塔補修工事 作業工程検討資料

[illegible]